

## 保育所入所選考基準【見直し案】

### ◎ 調整指数

| 番号 | 条 件                                                                                                                                                                                                                           | 調整指数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合）                                                                                                                                                                                                     | +55  |
| 2  | ひとり親の場合                                                                                                                                                                                                                       | +50  |
| 3  | 生活保護受給世帯                                                                                                                                                                                                                      | +5   |
| 4  | 保護者が産休又は育児休業からの復職予定である場合                                                                                                                                                                                                      | +5   |
| 5  | 既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、弟・妹の出生により保護者が育児休業を取得することにより退園したのち、育児休業終了にともない再度利用を申し込む場合                                                                                                                                            | +15  |
| 6  | 既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、休所期間を超える長期入院により退園したのち、治療期間終了後に再度利用を申し込む場合                                                                                                                                                           | +15  |
| 7  | 保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み締切日時時点で3か月以上継続している世帯                                                                                                                                                                                 | +1   |
| 8  | 就労予定、就学・開業予定又は勤務状況が、雇用契約等で定められたものと乖離がある場合（※b）                                                                                                                                                                                 | －5   |
| 9  | 就労を開始してから1か月分の実績がない場合（※c）                                                                                                                                                                                                     | －2   |
| 10 | 保護者が身体障害者手帳2級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳1度又は2度を所持し、週12時間以上就労している場合                                                                                                                                                                   | +5   |
| 11 | 保護者が難病者であるもしくは、身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度を所持し、週12時間以上就労している場合                                                                                                                                                                         | +3   |
| 12 | 18歳以上65歳未満の保育をすることができる同居の親族・その他の者がいない場合                                                                                                                                                                                       | +2   |
| 13 | 同居の未成年がやむを得ず、家族の介護・看護・保育等にあたっている。（ヤングケアラー）                                                                                                                                                                                    | +2   |
| 14 | 特別支援学校（高等部を除く）の児童がいる世帯                                                                                                                                                                                                        | +1   |
| 15 | 申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合（※d）                                                                                                                                                                                           | +2   |
| 16 | 小学校卒業前の児童が3名以上いる世帯（※d）                                                                                                                                                                                                        | +1   |
| 17 | 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種（※e）についている場合                                                                                                                                                                                      | +1   |
| 18 | 兄弟姉妹がそれぞれ別の保育所又は地域型保育事業所に在籍し、いずれかが在籍している施設を申し込んでいる場合（※f）                                                                                                                                                                      | +8   |
| 19 | 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み（転園除く）をしている世帯                                                                                                                                                                                  | +1   |
| 20 | 6か月以上の利用者負担又は保育料の滞納がある場合                                                                                                                                                                                                      | －40  |
| 21 | 申込児を認証保育所、定期的利用保育事業所（週12時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合                                                                                                                                                         | +5   |
| 22 | 申込児が認可外保育施設から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（4月入園時のみ適用。）<br>ただし、申込時に、保護者が教育・保育給付認定要件と同等の要件を有し、西東京市民として当該施設に月160時間以上の月極め契約で、6か月以上継続して利用している場合に限る。対象となる認可外保育施設は認証保育所、企業主導型保育事業所に限る。（※g） | +15  |
| 23 | 市内地域型保育事業所に在園している場合                                                                                                                                                                                                           | +6   |
| 24 | 申込児が市内地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の最終年齢クラスの卒園予定者である場合（4月入園時のみ適用。）（※h）                                                                                                                                            | +15  |
| 25 | 利用調整申込期日において、保育所及びそれに準じる施設（市外含む）（※i）に就労又は就労予定である場合                                                                                                                                                                            | +1   |
| 26 | 利用調整申込期日において、児童の保護者が保育士証又は、幼稚園教諭免許状の写しを提出し保育所及びそれに準じる施設（市外含む）（※i）に保育士又は幼稚園教諭として就労又は 就労予定である場合                                                                                                                                 | +1   |

※a 「4・5・6・18・21・22・23・24」、「8・9」、「10・11」についてはそれぞれ重複適用しない。

※b 「8」は特段の事情がある場合、考慮する場合があります。

※c 「9」は就労開始日から起算します。

※d 「15・16」について、令和6年4月1日時点で就学前の児童が3名以上になる予定の方は母子手帳の写しを提出すると適用されます。

※e 「17」の危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。  
・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）      ・火を取り扱う業種      （例：食堂の調理場等）  
・機械を取り扱う業種（例：印刷業等）      ・薬剤などを取り扱う業種（例：塗装工場等）

※f 「18」は事業所内保育事業の従業員枠、市外の施設を利用している場合には適用されません。

※g 「22」の6か月以上継続しているとは、「教育・保育給付認定要件」、「西東京市民として利用」、「月160時間以上の月極め契約」の全てが申請時点で6か月以上継続していることをいう。なお、教育・保育給付認定要件に求職活動は含まない。

※h 「24」は転入予定で市外の施設を利用している場合には適用されません。

※i 「25・26」のそれに準ずる施設とは、認定こども園、預かり保育を実施する幼稚園を含みます。

## 保育所入所選考基準【現行】

### ◎ 調整指数

| 番号 | 条 件                                                                                                                                                                                                                           | 調整指数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合）                                                                                                                                                                                                     | +55  |
| 2  | ひとり親の場合                                                                                                                                                                                                                       | +50  |
| 3  | 生活保護受給世帯                                                                                                                                                                                                                      | +5   |
| 4  | 保護者が産休又は育児休業からの復職予定である場合                                                                                                                                                                                                      | +5   |
| 5  | 既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、弟・妹の出生により保護者が育児休業を取得することにより退園したのち、育児休業終了にともない再度利用を申し込む場合                                                                                                                                            | +15  |
| 6  | 既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、休所期間を超える長期入院により退園したのち、治療期間終了後に再度利用を申し込む場合                                                                                                                                                           | +15  |
| 7  | 保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み締切日時時点で6か月以上継続している世帯                                                                                                                                                                                 | +1   |
| 8  | 就労予定、就学・開業予定又は勤務状況が、雇用契約等で定められたものと乖離がある場合（※b）                                                                                                                                                                                 | －5   |
| 9  | 就労を開始してから1か月分の実績がない場合（※c）                                                                                                                                                                                                     | －2   |
| 10 | 保護者が身体障害者手帳2級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳1度又は2度を所持し、週12時間以上就労している場合                                                                                                                                                                   | +5   |
| 11 | 保護者が難病者であるもしくは、身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度を所持し、週12時間以上就労している場合                                                                                                                                                                         | +3   |
| 12 | 18歳以上65歳未満の保育をすることができる同居の親族・その他の者がいない場合                                                                                                                                                                                       | +2   |
| 13 | 同居の未成年がやむを得ず、家族の介護・看護・保育等にあたっている。（ヤングケアラー）                                                                                                                                                                                    | +2   |
| 14 | 特別支援学校（高等部を除く）の児童がいる世帯                                                                                                                                                                                                        | +1   |
| 15 | 申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合（※d）                                                                                                                                                                                           | +2   |
| 16 | 小学校卒業前の児童が3名以上いる世帯（※d）                                                                                                                                                                                                        | +1   |
| 17 | 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種（※e）についている場合                                                                                                                                                                                      | +1   |
| 18 | 兄弟姉妹がそれぞれ別の保育所又は地域型保育事業所に在籍し、いずれかが在籍している施設を申し込んでいる場合（※f）                                                                                                                                                                      | +8   |
| 19 | 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み（転園除く）をしている世帯                                                                                                                                                                                  | +1   |
| 20 | 6か月以上の利用者負担又は保育料の滞納がある場合                                                                                                                                                                                                      | －40  |
| 21 | 申込児を認証保育所、定期的利用保育事業所（週12時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合                                                                                                                                                         | +5   |
| 22 | 申込児が認可外保育施設から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（4月入園時のみ適用。）<br>ただし、申込時に、保護者が教育・保育給付認定要件と同等の要件を有し、西東京市民として当該施設に月160時間以上の月極め契約で、6か月以上継続して利用している場合に限る。対象となる認可外保育施設は認証保育所、企業主導型保育事業所に限る。（※g） | +15  |
| 23 | 市内地域型保育事業所に在園している場合                                                                                                                                                                                                           | +6   |
| 24 | 申込児が市内地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の最終年齢クラスの卒園予定者である場合（4月入園時のみ適用。）（※h）                                                                                                                                            | +15  |
| 25 | 利用調整申込期日において、保育所及びそれに準じる施設（市外含む）（※i）に就労又は就労予定である場合                                                                                                                                                                            | +1   |
| 26 | 利用調整申込期日において、児童の保護者が保育士証又は、幼稚園教諭免許状の写しを提出し保育所及びそれに準じる施設（市外含む）（※i）に保育士又は幼稚園教諭として就労又は 就労予定である場合                                                                                                                                 | +1   |

※a 「4・5・6・18・21・22・23・24」、「8・9」、「10・11」についてはそれぞれ重複適用しない。

※b 「8」は特段の事情がある場合、考慮する場合があります。

※c 「9」は就労開始日から起算します。

※d 「15・16」について、令和6年4月1日時点で就学前の児童が3名以上になる予定の方は母子手帳の写しを提出すると適用されます。

※e 「17」の危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。  
・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）      ・火を取り扱う業種      （例：食堂の調理場等）  
・機械を取り扱う業種（例：印刷業等）      ・薬剤などを取り扱う業種（例：塗装工場等）

※f 「18」は事業所内保育事業の従業員枠、市外の施設を利用している場合には適用されません。

※g 「22」の6か月以上継続しているとは、「教育・保育給付認定要件」、「西東京市民として利用」、「月160時間以上の月極め契約」の全てが申請時点で6か月以上継続していることをいう。なお、教育・保育給付認定要件に求職活動は含まない。

※h 「24」は転入予定で市外の施設を利用している場合には適用されません。

※i 「25・26」のそれに準ずる施設とは、認定こども園、預かり保育を実施する幼稚園を含みます。